

令和5年度第4回
札幌市障がい者施策推進審議会
計画検討部会

議 事 録

日 時：2023年9月8日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 16階 議員応接室

1. 開 会

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 皆様、おはようございます。

時崎委員がまだ到着されておりませんが、遅れて参加されるということですので、会議を開会させていただきます。

それでは、まず、傍聴される皆さんへ事務局より注意事項をお伝えいたします。

この会議は、委員の議論の場でございますので、傍聴の方はご発言ができません。録音、録画等もお控えください。

また、会議に対するご意見、ご感想につきましては、意見参加シートにご記入の上、事務局までご提出ください。

次に、委員の皆様にお願いがございます。

本日は、オンラインでご出席いただいている方がいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるように挙手あるいはご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますようお願いいたします。

また、発言者が分かるように、ご発言の前にご自身のお名前を名乗っていただき、発言内容が分かるよう、ゆっくりお話しください。

発言の中で、分からないことがございましたら、ご遠慮なくお知らせください。

また、前回に引き続きまして、3色カードも使用いたします。部会の進行においてもご配慮いただきますよう、あらかじめよろしくお願いいたします。

また、今回も前回に引き続きまして、途中で5分程度の休憩を取らせていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

なお、本日、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所が参加しております。議事録作成のために、録音、録画をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

最後になりますが、皆様の机の上に素案の第5章以下を配付させていただいております。文言に一部修正がございましたので、こちらに差し替えたいと存じます。

以上でございます。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ただいまより、令和5年度第4回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を開催いたします。

本日は、最後ですので、活発なご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議時間は2時間程度を予定しておりますが、会議の進行状況によっては若干前後することを予想されます。恐れ入りますが、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、本部会は、先ほどもお話がありましたが、公開の形にさせていただいております。本日、傍聴者が2名いらっしゃることをご報告させていただきます。

本日は、12名の委員の皆様にご出席いただいております。石山委員につきましてはオンラインにてご参加しております。

なお、斎藤委員からは、所用のため、ご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

事前に送付しております資料は、資料1と補足資料1となっております。お手元の次第に配付資料を記載しておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

それでは、ここからの進行は、浅香部会長をお願いしたいと思います。

浅香部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

2. 議 事

○浅香部会長 皆さん、おはようございます。

司会進行を務めさせていただきます浅香と申します。

まず、会議の進め方について確認をさせていただきます。

冒頭、事務局からもご案内がありましたけれども、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話をさせていただきたいと思います。

それでは、議題に移りたいと思います。

議題1の審議事項、さっぽろ障がい者プラン2024素案についてです。

資料1と補足資料1に基づいて、事務局より説明をお願いいたしますが、分量が多いので、半分に分けて議論をしたいと思っております。

まずは、前段、第1章から第3章について説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、ご説明させていただきます。

さっぽろ障がい者プラン2024素案の第1章から第3章でございます。

資料をおめくりいただきまして、表紙もおめくりいただきまして、はじめにで、市長挨拶文掲載予定でございます。

この前文の中に、以前、議論になりました障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちと思う方を100%にしたいという意気込みを盛り込んでいきたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、目次、第1章の最初のところで、計画の策定にあたってということで、趣旨や計画の位置づけを記載しております。

説明は、省略いたします。

また、おめくりいただきまして、説明は省略いたしますが、他計画との関連と計画期間、計画の作成体制、さらにおめくりいただきまして、5ページが図になっております。

6ページでございますが、今回から新たに関係者以外の皆様にも本プランを手にとってもらうように、コラムを掲載したいと考えています。章の合間合間に当事者の方ばかりではなくて、支援者にもコラムを書いていただきたいと思いますと考えております。今、人選については、選定中でございます。

おめくりいただきまして、第2章、札幌市の現状で、それぞれの障がい者手帳の所持者数や年齢構成、障がい別の割合等々を記載しております。

10ページで、療育手帳の所持者数、12ページで、精神障害者保健福祉手帳の所持者数を掲載しております。14ページで、特定医療費、いわゆる難病の方の状況を記載して

おります。

おめぐりいただきまして、16ページから、第3章、計画の基本的な考え方です。

まず、最初のところで、今回、社会モデルの視点を明記しております。

17ページ以降は、基本理念、基本目標、重要課題についてまとめております。こちらは、第2回の検討部会でご議論いただいた内容を本文に文章としてまとめております。

説明は、以上でございます。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、各委員の皆様方からご質問などがあればお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○近藤副部会長 自立支援協議会の近藤です。よろしくお願いいたします。

質問ではないのですが、グラフを見ていて、例えば、11ページの色の違いが分かりづらいなと思いました。この辺りは、今後、少し整理されたりする予定はあるのかなと思ったので、ご確認させていただきたいと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 今後、文書の中のレイアウトや色合いも見直しさせていただきます。

○近藤副部会長 分かりました。ありがとうございます。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○荒川委員 自立支援協議会相談支援部会の荒川です。

内容ではないのですが、誤字かなと思われるところがございます。

4ページの下から2行目の「障がい当事者団体」の「時」が違うかなと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ありがとうございます。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○菅原委員 札幌市精神障害者家族連合会の菅原と申します。

グラフについて、これでいいかどうか、私もまだはっきり分からないのですが、精神障がいや身体障がい、療育、難病がばらばらに表示しているのですが、グラフの刻みが違うので、何となく違和感を覚えました。

それから、手帳所持者が3,000人増えた中の内訳を見ると、精神障がいの方がかなり増えていると私は思うのですが、そこところがグラフでは分かりづらいので、そこがちょっとどうなのかなと思いました。

○浅香部会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） グラフは検討させていただきます。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○石山委員 札幌連の石山です。よろしくお願いいたします。

12ページの(4)の下から2行目の文章で、「精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、以前に比べて精神障がいに対する社会の理解が進んで来ていることが要因のひとつとして考えられます」とありますけれども、これは昔は精神障害者保健福祉手帳を取らない精神障がい当事者が結構いらっしまったのですけれども、最近はそれだけ自分が障がい

だということを認めて手帳を保持する人が増えたのだと思います。これは自由選択で、別に病院にかかったから必ず手帳を取らなければいけないということではないわけであって、ですから、これは社会の理解が進んだのではなくて、本人の認識が進んだのではないかと思うのですけれども、行政としてこの点はどうでしょうか。

○浅香部会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 確かに、石山委員のおっしゃったことも、そのとおりだと思いますので、ここに追記したいと思います。

我々は、社会の理解というのは、いわゆる偏見がなくなったことが原因かということで記載しております。ですので、今回は二つ理由を併記したいと思います。

○石山委員 よろしくお願ひします。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会の長江です。

療育手帳のところにも、「以前に比べて知的障がいに対する認知度が高くなったことが、要因のひとつ」とあります。これも一つでしょうけれども、ここに書くということは、これがおおよそ多いとみなされてしまうのですが、認知度が高くなったから療育手帳が増えたという考え方は私たちの中では違うかなと考えております。本当に、単純に知的障がいが増えてきているのだなという思いですから、「要因のひとつ」と書くのではなく、昔よりは理解があって、自分の子も障がいという書き方にするなど、この一つだけにしてしまうと、捉え方が違うかなと思いました。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 分かりました。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○荒川委員 私も手帳の件は、療育手帳も、精神障害者保健福祉手帳も、書いてあるものを読まれると、おおよそそういう方が多いのだなと誤解を招くのかなと思うのです。

相談支援事業所の感覚的なものとしては、療育手帳は、やはり判定の精度が上がっているのかなということと、私たちのような障がい者の相談支援事業所ばかりではなくて、相談支援機関もたくさんあるというところと、やはり、札幌市の場合は、療育手帳も、精神障害者保健福祉手帳もそうですけれども、交通費助成がかなり大きいのです。これが特徴かなと思います。ほとんどの政令市で交通費の助成があると思うのです。そして、全くないような都市だと手帳の取得が少ないことが数字的に表れていると思うので、その辺はもう少し調べてから明記したほうがよろしいのではないかと思います。

もしくは、全く書かないか、考えられる要因を三つ、四つ書くなど、どちらかのほうがいいのかと思います。この一文だけだと、精神障害者保健福祉手帳もそうですけれども、誤解を招くかなと思います。

○浅香部会長 事務局、何かございませんか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） こちらも持ち帰り検討いたします。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○石橋委員 北海学園大学の石橋です。

障がい児のデータは出さないのですか。やはり、世の中は子育て支援に向かっていると
ころもありまして、医療的ケア児という新しい言葉が世の中に広まりつつある中で、大事
な視点として挙げていただいてもいいのかなと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 年齢別のデータもありますので、そこも検討したい
と思います。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 なければ、また最後に全体を通して、ご質問、お気づきの点があれば、承
りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

さっぽろ障がい者プラン2024素案の後段、第4章から第6章について、事務局より
説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、説明させていただきます。

第4章でございます。

こちらは、前回お示ししました重点取組案の一覧を本文に落とし込んだものでございま
す。

前回、委員の皆様からいただいたご意見に対する担当部署の見解や修正した部分につい
てご説明いたします。

では、37ページをご覧ください。

（4）障がい児・者虐待防止の推進の重点取組の障がい者虐待防止対策等の推進でござ
います。

これは、前回、荒川委員より、精神科病院に問題があるのではないか、ここに精神科病
院の普及を入れるといかがかというご意見をいただきました。

それに対する担当部署の見解を申し上げます。

こちらは、精神科病院も含めて、各方面へ幅広く周知することを前提と考えていると。
特定の機関、種別を明記することで普及啓発の対象機関が限定的に捉えられる可能性があ
るので、今回、記載はそのままにしたいという見解でございます。

続きまして、40ページをご覧ください。

ここの下から二つ目の重点取組でございます札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニ
ュアル改訂を通じたバリアフリー化促進でございます。

こちらは、前回、時崎委員より、ユニバーサルシートについてのご意見がございまして、
ここの取組概要の中の真ん中辺で、「ユニバーサルシートなどの望ましい整備を」と修正
しております。

続きまして、61ページをご覧ください。

重点取組の上から四つ目、事業所の質の向上につきまして、前回、浅香部会長から、語

尾の「検討します」は弱いのではないかというご意見をいただきまして、今回、「法改正の内容を踏まえて、導入を進めます」という文言に修正させていただきました。

続きまして、63ページをご覧ください。

(2) 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進につきましては、前回、荒川委員よりご意見をいただきまして、改正精神保健福祉法と障害者総合支援法において、入院者訪問支援事業がもう始まっていると、札幌市は、入院者が多い中、これをやったほうがいいのではないかというご意見をいただきました。

それで、原局の考えは、今、令和6年度以降の実施を慎重に検討しているところであると。結果に応じて、プランへの掲載は検討したいということでございます。申し訳ございませんが、完成まで、今のところ修正はしないということでございます。

続いて、同じく、荒川委員より、以前の精神障がい者の退院促進事業で精神障がい者の地域生活移行支援事業、ピアサポーター活用業務を、現在、基幹相談支援センター1か所だけで実施していると。ピアサポーターが3名しかない状況ですので、ここは増やしていくほうがよろしいのではないかというご意見をいただきました。

それに対する考え方ですが、現在のニーズに対しては、今のところ3名で対応できている状況であると。今後のピアサポーターの継続的な活動によりニーズが高まれば、もちろん増員は検討していくという回答でございます。

続きまして、70ページをご覧ください。

この重点取組の二つ目、乳幼児健康診査については、前回、長江委員よりご質問をいただいております。

ご質問内容ですが、4か月、10か月の段階での早期発見はいいと思うが、その先の医師につながりにくいのではないか。北海道の会議にご出席された際に、新規の診察が1年待ちであるというお話を聞いたと。そういうことが起こると、軽度の障がいの場合は、医師にかからないでその先で2次障がいが起こるといふ現状があるのではないか。札幌市ではどのようになっているのかというご質問をいただきました。

保健所からの回答でございますが、札幌市の場合は、乳幼児健診で異常が見つかりまして、医療機関での精密健診につなげる際には、札幌市と契約している医療機関に受診票を発券して早期受診を促しているということでございます。健診に係る費用は札幌市が負担しています。受診票の有効期限を発行から1か月としているのですが、それを超えて受診されるケースはそう多くないと捉えております。

今後、もし受診に至らないケースがあれば、勧奨を行うなり、引き続き未受診者対応に努めてまいりますという回答でございます。

続きまして、75ページをご覧ください。

基本施策7、安全・安心の実現につきましては、前回、長田委員よりご意見をいただいております。

地域の小・中学校が避難場所として挙げられているが、そこを通さずに支援を必要とし

ている子ども、大人にダイレクトに特別支援学校などで受け入れる体制を取っていただけないかというご意見でございました。

これについての回答でございますが、災害時に障がいのある方など、配慮が必要な方が安心して避難できる仕組み、体制については、もちろん、今後も検討を進めてまいります。ただ、現在におきましては、入所者や利用者の安全確認、建物の状況、スタッフの確保等がございますので、とりあえずは、現状のままと考えているということでございますが、引き続き検討は進めていくという回答でございます。

続きまして、79ページでございます。

後段の地域における見守り活動の推進の一番下のひきこもり対策推進事業について、斎藤委員よりご質問をいただいております。

ひきこもり対策推進事業について、以前は子ども未来局子ども育成部で行ってきたが、今回は担当部が精神保健センターになっていると。これは、どういう理由によるものなのかというところでございました。

この回答ですが、令和30年度に実施いたしましたひきこもりに関する実態調査におきまして、当事者が若年層だけではなく幅広い年齢層で存在することが分かったと。それで、幅広い年齢層に対応するための体制が必要であるので、包括的な支援体制を構築するため、令和2年度から保健福祉局の精神保健福祉センターに業務を移管したということでございます。

続いて、斎藤委員より、当事者が支援者になるピアサポーターのような考え方を導入して予算をつけたほうがいいのかというご意見もいただいております。

それについてですが、今現在、実際にピアサポーター増員については、予算要求しているところでございます。状況は厳しいようですが、もし予算がつけばプランに掲載させていただく予定でございます。

続きまして、81ページでございます。

基本施策8の療育・教育の充実につきましては、菅原委員より、現在、札幌市において児童精神科入院されている方が50名以上いて、その児童が教育が受けられない状況があると聞いていると、当然、人権的な問題がある現状はどうなっているのかというご質問をいただきました。

これについてですが、恐らく、菅原委員がお聞きになったのは北大に入院されている児童の精神科の方だと思います。その方々につきましては、今年度からほかの身体の入院患者と同様に、一緒に勉強することができるように体制整備をしたとのことでした。

続きまして、82ページでございます。

このグラフの上のほう、障がいに応じた教育内容と併せて、通常学級などの受入れ体制の充実が求められているという部分につきましては、前回、近藤副部長より、障がいに応じた教育内容と併せて、通常学級などの受入れ体制の充実が現在求められていると。インクルーシブの形で充実させていくことを念頭に進めてほしいというご意見をいただきました。

た。

教育委員会からの回答ですが、現在、障がいの有無にかかわらず、できる限り子ども同士が共に学ぶことのできる教育環境の整備を進めております。その時点での子どもの教育的ニーズに適切に応える支援、指導の提供ができるよう、多様で柔軟な学びの場の充実に今後とも努めてまいりますという回答でございます。

続きまして、８３ページでございます。

一番下の重点取組、児童発達支援センターの機能充実でございます。

これにつきましては、斎藤委員より、児童発達支援センターには空白区があるということと、今回、こども家庭庁ができ、その中で児童発達支援センターの機能を充実させるとうたわれています。それに呼応して、この地域におけるインクルージョン推進の中核機関であるとうたってほしい、区分は継続ではなく拡充ではないかというご意見をいただきました。

そこで、まず、区分については拡充と修正させていただくとともに、空白区がある点については、現在設置しているセンターにおいて、全市の児童に対応できるよう体制整備に取り組んでいきますということと、「地域における中核的支援機関として、児童発達支援事業所等との連携による療育機関の質の向上を図るとともに、インクルージョンを推進します」と文章を修正しております。

なお、インクルージョンの推進の方法として、現在、児童発達支援センターが行っている研修のテーマ、あるいは、講義内容の一部としてインクルージョンに係る啓発活動を行うことを想定しているということでございます。

続きまして、８６ページでございます。

(２) 学校教育の充実の重点取組の一番最後の一人一人が学び育つための教育的支援の充実でございます。

ここは、前回、長田委員より、ここにまなびの教室を入れたらどうかというご意見をいただきまして、取組概要の中に、「『発達障がい通級指導教室(まなびの教室)』と記載しております。

続きまして、それに関連して、８７ページの重点取組、地域で学び育つための教育環境の充実ということで、長田委員より、通常学級でも支援を必要としている子どもたちへの体制を整備するという文言を入れてもいいのではないかとご意見をいただきました。

それに対して教育委員会からの回答でございますが、こちらの取組は、ハード面に係る整備の実施を想定したものでございますと。通常の学級に在籍しながら特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、通級指導教室の整備を推進することで支援の充実を図ってまいります。ソフト面では、先ほどの重点取組項目の一人一人が学び育つための教育的支援の充実における学びのサポーターの活用等による支援体制を整備してまいりますという回答でございました。

続きまして、８８ページの重点取組の一番下、市立高等支援学校における教育の充実で

すが、こちらにも長田委員より、市立高等支援学校のことを書いてあるが、市立の普通高校にも支援が必要とする子どもたちは当然いると、就労支援のみならず、進学についての支援も入れたほうがいいのではないかというご意見をいただきました。

それについて、教育委員会の回答でございますが、市立高等学校での特別支援教育については、小・中学校等と同様に、各校で特別支援コーディネーターを指名し、現在、校内支援体制の充実に努めているところでございます。

また、札幌市では、平成30年度より、市立大通高等学校において、自校の生徒のみを対象として発達障がい通級指導教室（まなびの教室）の運用を開始してきたところでございますが、令和5年度より大通高等学校以外の市立高等学校及び市立中等教育学校の生徒も対象に通級による指導を行うことができる体制を現在整備しているということでございます。

第4章は、以上でございます。

続いて、第5章、障がい福祉計画・障がい児福祉計画でございます。

こちらの章につきましては、2回目の検討部会でご議論いただいた内容になっております。

なお、107ページの就労定着支援事業の利用者数は、こちらにお配りいたしました補足資料1にありますとおり、最新の数字から、第2回のときは1.5倍以上目指しますとなりましたが、若干下方修正になります。1.41倍以上を目指しますと修正しております。

続きまして、114ページ以降は、4、障害福祉サービスのサービス量見込みということで、各種事業量の見込みを記載しております。

こちらについては、過去の実績から推計した数字でございます。

138ページ、第6章の計画の推進に向けてでございます。

こちらにつきましては、これまでのプラン同様、進捗においては、審議会等で進捗状況について公表してまいります。

最後、140ページ以降は資料編となっております。資料編に現行のプラン、2018の取組状況を記載しております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、ご質問などがありましたらお知らせください。

○増田委員 北海道難病連の増田でございます。

私たち北海道難病連としては、2点ほどお伝えさせていただきます。

1点目は、障がいや難病を理由とする差別の解消で理解の促進、そして、もう一つ、2点目は、身近な地域で安心して暮らせることができる環境づくりをお伝えしたいと思います。

特に、2点目の安全・安心の実現に関しては、今年で北海道胆振東部地震から5年を迎

えることになりました。そして、あらゆるニュースの中で、台風や集中豪雨などにおける深刻な被害が見られております。それで、私たち配慮が必要な方々にどんな支援が届いているのか、その仕組みを我々も考えてみました。

特に、資料の78ページの中で、新規の重点取組の中に災害対策用品購入費助成が入りましたけれども、調べてみますと、この事業が始まって4年経過しておりますが、これがまだまだ必要な方に十分に活用されていないのではないかが感じられます。特に、命に直結する危機を災害時のときにも安心して使うことができるよう、私たち北海道難病連も助成事業を周知していきたいと考えておりますけれども、さらに強く訴えたほうがいいのかなと思いました。

もう一点が79ページにあります個別避難計画の作成です。

北海道難病連では、札幌市の取組に在宅で人工呼吸器をお使いの方2名に協力をいただきまして、お二人のケアマネジャーと相談支援員と一緒に避難支援に何が必要なのかを考えていただくことになっております。

私たちは、札幌市もやっと重い腰を上げて個別避難計画に取り組むという思いでおりますが、災害への不安を一つでも解消できるように、行政、関係者の皆様とともに、取り組んでいきたいと考えておりますので、この2点をお伝えさせていただきます。

○浅香部会長 事務局、よろしいですか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ありがとうございます。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○松本委員 自立支援協議会就労支援推進部会の松本です。

私は、この会議で3回とも質とるさく言い続けておりましたけれども、まず、資料1の61ページ、先ほども説明をいただきましたが、事業所の質の向上を進めますと前向きに修正ただけて、うれしいなと思いました。

そういいながら、今朝、事業所一覧をもう一回見たところ、この1か月だけで就労継続支援のB型が9か所増えています。よくよく見ていると、数が合わなくて、5か所ほどがもうやめていらっしやいました。かつ、17事業所が休止中です。多分、需要と供給のバランスが崩れた状態になっているけれども、また増えています。この辺りは、逆に、足りないサービスもたくさんあるということもこの会議で出ていましたので、ぜひ進めますというところを推進していただけるといいなと思えます。

それから、地域のサービス事業所から恨まれるかなと思いつつも、以前の会議で監査の回数や割合を何とか盛り込めないのかなというお話をさせていただきましたが、ざっと見る中では、特にどこにも書かれていません。そうなれば、なおのこと、この事業の質の向上にサービスの指定のときだけではなくて、せめて、数年ごとの更新も仕組みづくりの中に加えて検討していただけないか。ここに、サービスの指定の仕組みだけではなく、更新という言葉も盛り込んでいただけるといいのかなというのが一つの意見です。

もう一つ、資料の89ページです。

これもまた質の話ですが、私が初回に質問させていただいたときに、札幌市としてはアセスメントがしっかりされることが重要ですとご回答をいただいて、まさしく、そのとおりだなと思っていました。

前回もお伝えしたように、地域の中で直Bアセスメントの体制がつくることができなかったことによって、先ほどのB型が激増してしまったり、安易にB型の利用に流れてしまったりということにつながっているのではないかと思います。

加えて、障害者雇用促進法も改正されて法定雇用率がアップされたり、除外率も厳しくなっていくということもありますし、かつ、就労選択支援事業も創設されまして、直Bの二の舞にならないためには、地域できちんとアセスメントがなされる、かつ、自分の法人の事業所にお客さんを誘導するための入り口にならないような仕組み、僕は入り口がとても大事だと思うので、中立性、公平性をもってきちんとアセスメントされる、プラス、その方に本当に必要なサービス、もしくは、一般就労に向けて支援がなされる仕組みが前提に入っていないとならないのかなという意見をお伝えさせていただきます。

○浅香部会長 事務局、何かお答えすることはありますか。

○事務局（渡邊自立支援担当課長） 監査、指導については、実態がなかなか追いついていないところもあって、申し訳ないという気持ちでご意見を伺っております。

監査の回数については、体制の強化などもしようと考えているところですが、思うように体制が追いつかないところもあって、なかなか数値目標としてはっきりとこれだけやりたいと書きづらい状況をご理解いただきたいと思います。

あわせて、更新の際の仕組みについても、現状の体制でどこまで更新のときに中身をしっかり見ていけるか、課題とは認識していますが、今の段階でここにそこまで明確に書き切るのは難しいと思っています。

ただ、ここに書く、書かないにかかわらず、ご意見はいただいておりますので、我々のほうで対応を考えたいと思っております。

それから、アセスメントのことをここに書くかどうかは、これから就労選択支援が始まるということですが、まだ具体の中身が見えていないところがあります。それから、前に荒川委員からご意見があった指定のときに条件をつけることができるということも国の資料に一言書いてあるのですが、具体的に政令指定都市でどこまでこういった条件をつけるかが見えていませんので、そういったところは今後の国の政省令の改正や通知の中身を見ながら改善につながるようなことを検討していきたいと思います。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○荒川委員 資料の中に文字が入っていない空白のところはこれから入れる感じになりますか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 前回同様、今ちょうど査定中になりますので、ここは、認められれば塗りを取ってお示ししたいと思っております。

○荒川委員 そのことですけれども、たしか前回、相談支援事業のところは黒塗りだった

のですが、今回もそれは載っていないのですね。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 65ページあたりのお話ですか。

○荒川委員 人員に関わる場所なので黒塗りになっていたのかなと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 実は、一部査定の結果が出ているところがありまして、認められたところがありました。そこで、黒塗りが減っております。

○荒川委員 どこに書いてあるかが見当たらなかったのですがけれども、委託相談支援事業所が一番関わる場所のため、教えていただきたいと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 相談支援事業の充実は、60ページ以降に記載しております。

○荒川委員 これは継続分は継続で、60ページの相談支援事業の充実は変わらないということですよ。

○事務局（児玉企画調整担当課長） そうですね。若干文言を修正しておりますけれども、前回いただいたご意見に対しては、先ほど申し上げた役割分担については、引き続き検討していきます。

○荒川委員 どんなふうを検討していったらいいのかが実際にあって、最近も指定相談支援事業所から相談を受けたりしています。基幹相談支援センターと委託相談支援事業所の役割分担もそうですし、計画相談が進んできている中で、指定相談支援事業所と委託相談支援事業所の役割分担がすごく大事になっております。

ただ、数値的なものが特に掲げられているわけでもなくて、委託相談支援事業所から指定相談支援事業所に計画相談を引き継ぐようにというところでは、一応、役割としての認識は持っているのですが、それも各事業所の力量というか、やり方が委ねられている部分もありますので、連携もなかなか進んでいかないのかなという課題を持っております。

正直なところ、委託相談支援事業所では、やってもやらなくても同じ委託料です。やはり下限の設定が必要になるのかなと思います。先ほどのピアサポーターの人員も、先にアクションプランがあって、予算要求があってという中で、人員をすぐに増やすことができないことは、私も今回のこの会議の中で認識を深めたところではあるのですが、やはり、どのぐらいの数値でやっていくのかがという目標や下限の設定がかなり重要になってくるなと思っております。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○長江委員 今回の荒川委員の相談支援事業所の件ですが、先日、市と意見交換会をさせていただいたときに、3障がい全体だったのですが、セルフプランと計画という中で、セルフが多かったです。特に知的障がいは児童デイの関係で小学校からずっと同じようなプランでいって、親が自分で書いて小学校から中学校、高校という形で、そのセルフプランがいいのか悪いのか、セルフプランを推進するばかりではなく、どこかの区切りではちゃんと誰かに相談をして計画を立てることも必要ではないかと思っております。

決して放課後等デイサービスが駄目とは言わないのですけれども、先日、白桜高等学園と伏見支援学校に見学に行ってきたのですけれども、すごい状況です。放課後等デイサービスの人たちが順番待ちで放送がかかって、何々君、下りてきてくださいという現状があります。その中では、働いていて本当に必要な家庭もあるのですけれども、本当に放課後等デイサービスでその子に合った療育ができていいのかは、やはりどこかで区切りをつけることが必要ではないかと思えます。

ある高校では、セルフプランの書き方を教えるなど、あまりいい方向に進んでいない中、相談室の質というところがすごく大変だと思うのですけれども、親御さんが書いたセルフプランだけで通ってしまうのではなくて、二、三年に1回はセルフプランがその子に合っているか、合っていないかの見直しはかけてもらいたいと思いました。

○浅香部会長 行政で、今のご意見も参考にさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

○長田委員 親の会クローバーの長田です。

今のことに引き続きですが、これから相談支援事業所はとても重要な立場になっていて、重要な役割を果たす場ではないかと思えます。

ただ、利用者の親は、指定と委託があることすら分からないのです。冊子には書いてあります。けど、では、何なのというところで、それで分からなくて行ってしまったと。それから、地域によって、居住地と区にある相談支援事業所に行けばいいのか、でも、そこで、マッチングといいますか、相手の職員の方が障がい特性をきちんと理解してくださっているのか、そういうものを詰めていく中で、どうも信頼できないということは結構聞くのです。ですから、その辺を利用する側にきちんと示していただきたいと思えます。

それから、相談支援事業所がどこまでやってくださるのか。単なる計画だけなのか、委託だともう少し突っ込んだところでしょうか、事例としては、やはり学校まで出かけて行って、事例検討もしてくれる、ケース会議もしてくれるという相談支援事業所もあれば、全くそういうところではないところもあって、やはり中身が全然違うのです。職員の方への障がい特性に係る人材育成も含めて、もう少し体制をきちんとしていただきたいと思っています。

○浅香部会長 今の質問について、荒川委員、何かございませんか。

○荒川委員 相談支援体制が整備されていないの一言に尽きるのかなと思います。その辺で、今後もし人員が増えていくのであれば、相談支援事業所の人員もどのような評価をされてつけられていくのか、やはり、福祉計画の中で、例えば、人口の多い区を増やしていくのか、ニーズに合わせて増やしていくのか、その辺は私たちも公の場でそんなに知らされていないところがあるので、すごくやりにくさを感じているのです。

やはり、相談支援体制の整備を強化していただきたいと思えます。ただ人が増えるだけではなくて、機能分化できる体制にできたらなと思えますという意見です。

○浅香部会長 何度もほかの委員が言われるように、やはり質の向上ですか。

○荒川委員 質の向上もちろん大事ですけれども、そもそも、役割が明確ではないところが問題なのです。ですから、委託相談支援事業所も指定相談支援事業所と同じようなプランを立てられるということで、要するに、二重にプラン料も委託料ももらえるというところもあるのです。私たちはそこを目指しているわけではないのですが、やはり札幌市も認めていますし、抜本的に見直さなければならないのかなと私自身は感じております。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○時崎委員 重心を守る会の時崎です。

私自身、相談室に相談しないでセルフプランを書いてやってきているのです。それは、どうしてかということ、市役所から個別支援計画の紙を送られてきたときに、相談室が一覧がばっと出ているのですけれども、どこに相談するのがいいかが分からないのと、すごくいっぱい出ているのですが、上からかけていくのがいいのか、前に一回相談したことがあったのですけれども、私どもは医療的ケア児ですけれども、あまり医療的ケア児に詳しくないところだったのです。それぞれ特化している部分があると思うのですけれども、それは口コミで調べていくしかなくて、でも、あまりコミュニケーション力のないお母さんと、本当にどうしていいかが分からなくなって、どこに相談したらいいかをどこかに相談したいという状態になっているのです。もし相談室のところに、例えば、医療的ケア児等コーディネーターがいるなど、どこの相談が多いですと一言あると助かるのかなという気がしました。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○近藤副部会長 今いただいたお話と重なってくると思うのですが、多分、情報のアクセシビリティで、障がいに合わせたアクセスのしやすさももちろんそうですけれども、誰もが適切な情報を取りやすい情報発信の場がもう少しうまく整理されれば、その結果、情報アクセシビリティにもつながってくるでしょうし、いろいろ見えないところにある困り感が解決される一助になるのかなと思いつつ、今、お話を伺っていたところです。ぜひ、その辺りも少し検討いただければと思います。

自立支援協議会ですと、やはり自立支援協議会の役割そのものも十分に市民の方々に伝わり切っていないところがあるのです。そういった部分では、一例ですけれども、自立支援協議会では、最近、好事例集ということで、取り組んできた取組の成果について整理して、事務局のワン・オールのホームページで公開させていただいて、こういった取組をしていくことで、課題の解決や成果につながっていますよということを発信する場を少しずつ増やしていこうということで取り組んでいます。同じような取組ができるかは分かりませんが、少しイメージを持っていただけたら、よりよくなっていくのかなと思いつつ、お伺いしておりました。

あとは、別の件になるのですが、資料の表記について確認いたします。

資料の65ページの上から二つ目の項目、障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実

施が新規になっているのですけれども、同じ項目が112ページに載ってしまっていて、こちらの表記は拡充になっているので、ご確認いただきたいと思います。

もう一点、表記に関係するところだと、前回のお話のグラフの書き方で、N値、全体数を入れていただければということで、入れていただけたとっております。それで、もしよければ、各グラフに関連する調査が、きっと全体で言うと、札幌市の障がい児者実態等調査になると思うのですけれども、それぞれ企業向け、ご本人向け、お子様向けで調査をしている方の数が違うと思います。後ろをめくっていくと調査の概要が載っているので、資料の中では分かるのですけれども、ここをぱっと見たときに、もしかすると、この数字だけを見たときに、何で数が違うのかなと疑問に思う方がもしかしたらいらっしゃるかなと思うのです。その辺りももう少しプラスで配慮していただけると読みやすくなるかなと思いましたので、意見させていただきたいと思います。

○浅香部会長 事務局、これは全く一字一句同じですよ。

○事務局（児玉企画調整担当課長） こちらのミスだと思いますので、修正いたします。

また、グラフについても、人数の表記の仕方を考えます。

○浅香部会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、何もなければ、最後に、原田委員、何かございませんか。

○原田委員 札幌みんなの会の原田千代子と申します。

私も今は相談支援事業所を使っています。それまでは福祉サービスの紙をもらったときは、最初は分からなくて支援者に教えてもらいながらやっていたのですけれども、そのうち自分1人でやっていたのですが、支援者ばかりを頼っていてはいけないなと思って、たまたま仲間から相談支援事業所を使っていると聞いて、何人かに聞いたら、ちゃんと話を聞いてくれるし、福祉プランの相談にもちゃんと乗ってくれるし、相談できていると聞きました。

やはり、親に頼ってしまったら親が亡くなったときに福祉プランが行政から来ても、最初は振り仮名が振ってなくて、何回も言ってやっと振り仮名を振ってくれるようになったけれども、それでもまだ内容がよく分からないときもあります。そういうときは身近にいる支援者や相談支援事業所に使っている人が、こういうサービスが難しいので、手伝ってもらえますかといって顔合わせをして、本当に自分にあった福祉サービスを使えるプランを一緒に立ててもらえることが一番大切なのかなと思います。

相談支援事業所を探すのも大変です。昔、働いていたとき、相談支援事業所のパンフレットをもらったのですけれども、その相談支援事業所とは何か、私はそれがよく分からなくて、本当に相談に乗ってくれるのか、果たして、言ったことに対して応えてくれるのかという不安もありました。今はこうやって相談支援事業所を使えるようになって、自分が困ったことや何か相談したいときには、その相談支援事業所の担当の人に相談しています。今、ヘルパーを使っているのですけれども、ヘルパーの時間が限られているので、こうい

う大事な会議や通っている事業所のミーティングがあるときにはヘルパーの時間が気になって途中で帰らなければならない、大事な話が最後まで聞けなかったので、それで相談して30分ぐらい増やしてくださいと相談したら、ヘルパー事業所の人と相談室が相談して大丈夫だよと言われてオーケーをもらいました。それでも、なかなか自分が欲しい時間が限られているので、相談できるという安心があって、それは本当に大切なことだなと思います。

○浅香部会長 当事者の貴重なご意見だと思っております。

それでは、本当にたくさんのご意見をありがとうございました。

次の議題に移ります。

議題2の審議事項、その他についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） その他について、今後のスケジュールについてご説明いたします。

今回、部会の検討を経て作成いたしました素案につきましては、今月下旬を予定しております障がい者施策推進審議会に報告いたします。承認いただきましたら、10月より庁内会議に入りまして、12月頃に議会報告、1月には全市民に対してパブリックコメントを実施の上、3月に策定を予定しております。

なお、今後の庁内会議ですけれども、その中で文言の修正が入ることもございますので、その点をご了解いただきますようお願いいたします。

なお、事業なり予算の関係の査定の日程の都合上、今回お見せすることができませんでした黒塗りになっている重点取組項目につきましては、外部に公表可能な段階になりましたら、委員の皆様には改めて素案を送付させていただきます。

私からの説明は、以上です。よろしくをお願いいたします。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見などがあれば、お伺いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、本日の議題は、これで終了させていただきます。

本日は、本当に熱心に様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

言い忘れたことはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

限られた時間の中、円滑な議事進行にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 浅香部会長、今回も円滑なご進行をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、6月の第1回会議から本日の第4回会議まで、大変お忙しい中をご参加賜りまして、誠にありがとうございます。

皆さんにいただいた意見をプランに落とし込んでいきたいと思ひますし、プランにできなくても、我々、ここにいるメンバーはきちんと覚えておいて、しっかり対応していきたいと思ひております。これからもご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第4回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以 上